

## 英虞湾自然再生協議会規約

設置	<p>第1条</p> <p>自然再生推進法（平成14年法律第148号（12月11日公布））第8条に規定する自然再生協議会を設置する。</p>
名称	<p>第2条</p> <p>この自然再生協議会は、英虞湾自然再生協議会（以下「協議会」と称する。）という。</p>
対象区域	<p>第3条</p> <p>協議会で協議する自然再生の対象となる区域は、英虞湾及び英虞湾に影響を及ぼす陸域と水域とする。</p>
目的	<p>第4条</p> <p>英虞湾の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。</p>
所 掌 握 事 務	<p>第5条</p> <p>協議会は、次に掲げる事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）自然再生に関する地域合意の形成</li> <li>（2）自然再生全体構想の作成</li> <li>（3）自然再生事業の実施計画案の協議</li> <li>（4）自然再生事業の実施に係る連絡調整</li> <li>（5）その他必要な事項の協議</li> </ul>
構 成	<p>第6条</p> <p>協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）公募による地域住民及び団体若しくは法人の代表者</li> <li>（2）自然環境に関し専門的知識を有する者</li> <li>（3）関係行政機関及び関係地方公共団体の職員</li> </ul> <p>2 協議事項との関わりが深く協議会に出席することが必要とされる者は、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の同意を得て、オブザーバー又はアドバイザーとして協議会に出席することができる。</p> <p>3 委員の任期は2年とする。</p> <p>4 委員は募集によるものとし、再任を妨げない。</p>
途 中 参 加	<p>第7条</p> <p>前条第1項に定める委員からの推薦があり、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の同意が得られた場合に、委員となることができる。</p> <p>2 新たに委員になろうとする者が、第14条に規定する運営事務局に委員になりたい旨の意思表示を行い、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の同意が得られた場合に、委員となることができる。</p> <p>3 前項の規定により途中参加する委員の任期は、現委員の残任期間と同一とする。</p>

委員資格の喪失	<p>第 8 条</p> <p>委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 辞任</p> <p>(2) 死亡又は失踪の宣言</p> <p>(3) 団体又は法人の解散</p> <p>(4) 解任</p>
委員の辞任及び解任	<p>第 9 条</p> <p>委員を辞任しようとする者は、第 15 条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。</p> <p>2 委員の行為が協議会の目的若しくは自然再生推進法及び同法に規定する自然再生基本方針に反する場合又は協議会の運営に著しい支障をきたす場合には、第 11 条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数で議決し、委員を解任することができる。</p> <p>3 前項に規定する議決にあたっては、その議決の前に当該委員に対し弁明する機会を与えなければならない。ただし、当該委員が協議会に出席しない場合はこの限りでない。</p>
会長及び会長代理	<p>第 10 条</p> <p>協議会に会長及び会長代理を各 1 名置く。</p> <p>2 会長は、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>3 会長代理は、会長の指名によりこれを定める。</p> <p>4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>5 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。</p>
協議会の会議	<p>第 11 条</p> <p>協議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。</p> <p>4 協議会は、会長が協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合又は、第 6 条に規定する協議会の委員より専門的協議の発議があり、第 1 項に規定する協議会の会議の出席委員の同意を得た場合、協議会の会議とは別に部会を設置し、専門的協議を要請することができる。</p>
部会	<p>第 12 条</p> <p>部会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を第 11 条に規定する協議会の会議に報告する。</p> <p>2 協議会委員及びオブザーバー又はアドバイザーは部会に所属することができる。</p> <p>3 部会に部会長及び部会長代理を各 1 名置き、部会構成委員の互選により選出する。</p> <p>4 部会長代理は、部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。</p> <p>5 部会長は部会を招集し、会議の進行を行う。</p> <p>6 部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。</p> <p>7 部会は、協議概要を第 11 条に規定する協議会の会議に報告する。</p>

公開	<p>第 13 条</p> <p>協議会の会議及び部会は、生物の保護上又は個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。</p> <p>2 協議会の会議及び部会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。</p> <p>3 協議会の会議及び部会の資料は、生物の保護上又は個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。</p> <p>4 協議会の会議及び部会の議事結果は、その要旨を取りまとめて議事要旨とし、会長又は部会長の承認を経てホームページ等で公開する。</p>
運営事務局	<p>第 14 条</p> <p>協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。</p> <p>2 運営事務局は志摩市役所に置き、志摩市が運営する。</p> <p>3 運営事務局は、協議会の会務を円滑に進めるため、関係者による運営事務局連絡会議を開催することができる。</p> <p>4 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。</p>
運営事務局の所掌事務	<p>第 15 条</p> <p>運営事務局は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 第 11 条に規定する協議会の会議の議事・進行に関する事項</p> <p>(2) 第 13 条で規定する協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項</p> <p>(3) その他協議会又は部会が負託する事項</p>
寄付金等	<p>第 16 条</p> <p>協議会は英虞湾自然再生推進のために、寄付金を得ることができる。</p> <p>2 寄付金の使途については、第 11 条に規定する協議会の会議の出席委員の同意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。</p>
運営細則	<p>第 17 条</p> <p>この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第 11 条に規定する協議会の会議の出席委員の同意を得て、会長が別に規定する。</p>
規約改正	<p>第 18 条</p> <p>この規約は、第 6 条に規定する協議会の委員の発議により、第 10 条に規定する協議会の会議の委員の 3 分の 2 以上の同意を得て、改正することができる。</p>

付則 この規約は平成 20 年 3 月 27 日から施行する。

第 6 条の (3) の規定に関わらず、第 1 期の委員の任期は平成 22 年 3 月 31 日までとする。